

用語の説明

漁業経営体（ぎょぎょうけいえいたい）

調査期日前1年間に、利潤または生活の資を得るために水産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

個人漁業経営体（こじんぎょぎょうけいえいたい）

個人の漁業経営体であって、世帯としての海上作業従事日数が30日以上のもをいう。

海面漁業（かいめんぎょぎょう）

海面における水産動植物の採捕の事業。

海面養殖業（かいめんようしょくぎょう）

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物を集約的に育成、販売する事業をいう。海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。

内水面漁業（ないすいめんぎょぎょう）

公共の河川、湖沼において水産動植物を採捕する事業をいう。

内水面養殖業（ないすいめんようしょくぎょう）

一定区画の内水面において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む）を集約的に育成して収穫する事業をいう。

漁獲量（ぎょかくりょう）

漁労作業によって得られたすべての水産動植物の採捕時の原形重量（魚類、水産動物類は丸のまま、貝類は殻付き、海藻類は生重量）をいう。

漁業地域（ぎょぎょうちいき）

市町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地域で、各種水産統計調査を統一的に表章する最小の地域範囲をいう。